

民泊、簡宿の経営をお考えの皆様へ 消防署での手続き

保健所（あべのメディックス3階 Tel6647-0692）で相談（民泊、簡宿をするにあたり、面積25㎡未満等）。

都市計画局の建築指導部での確認（木造三階建以上等）。Tel 6208-9288

*必ず事前確認してください、消防で相談された後も営業できない場合もあります。

① 消防署での事前相談

必要な消防設備の種類・設置個所、届出書類、消防検査のスケジュール等の必要な手続きについて。

*カーテン、じゅうたんを使用するときは防災物品を使用してください（検査項目となります）。

*各部屋に避難経路図を掲出してください（検査項目となります）。

*最終避難口にサムターン錠がある場合は開錠方法を表示してください（検査項目となります）。

設備相談

消防設備の具体的な設置個所等は工事業者と一緒に来ていただくとスムーズです、平面図、延面積、民泊部分の面積等の情報が必要です。

消防設備士であれば届出書類にも精通しています。

（消防設備の設置個所、個数等の最終決定は着工届等提出時となります、微調整等あり）

② 着工届・設計届の提出

・ **着工届**（自動火災報知設備、その他）1通・・・消防設備士の資格が必要、

添付書類 1 使用機器図（型式番号の確認できるもの）

2 建物平面図（消防設備の位置記入）

3 付近見取図（ネットからの地図でOK）

4 電源系統図（専用回線）

5 配線系統図

6 その他（新築のとき、立面図、断面図、敷地内配置図）

・ **設計届**（誘導灯、特定小規模施設用自動火災報知設備、その他）それぞれ1通・・・電気工事士でも可能、

添付書類・着工届に同じ。

大阪市ホームページからダウンロードできます（消防用設備等関係で検索）。

着工届・設計届は消防設備工事着手10日前までに提出する必要があります。

③ 工事

消防設備の取付け工事着工

④ 消防設備設置届、防火対象物使用開始届、消防法令適合通知書交付申請書の提出

・ **設置届**、各1通（自火報、誘導灯、誘導標識、消火器）

添付書類 1 試験結果報告

2 配線の試験結果報告

大阪市ホームページから消防用設備等関係で検索し（一般財団法人日本消防設備安全HP）へ

工事完了4日以内に提出してください。

・防火対象物使用開始届、1通

- 添付書類 1 付近見取図（ネットからの地図でOK）
2 建物平面図（消防設備の位置記入）
3 その他（新築は立面図、断面図、敷地内配置図）

大阪市ホームページから防火対象物使用開始届出書で検索

・消防法令適合通知書交付申請書、1通

- 添付書類 1 法人で申請の場合は法人登記（写し）、個人で申請の場合は住民票（写し）
2 保健所へ提出する申請書（写し）、
*旅館業営業許可申請書 or 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書
or 住宅宿泊事業届出書
3 付近見取図、（ネットからの地図でOK）
4 建物平面図、（消防設備の位置記入）

大阪市ホームページから適合通知申請で検索

（設置届、使用開始届、適合通知申請書は同時に提出されるとスムーズです）

⑤ 消防検査の日程調整

届出書類がすべて揃えば日程調整します、検査日は概ね書類提出1週間後からになります。

⑥ 検査実施

消防職員と工事関係者立会いで検査をします

検査に合格すれば概ね1週間で適合通知書（新築の場合規模により検査済証交付となります）。

⑦ 適合通知書交付

検査済み使用開始届等返却、届出書類の各1通返却します

検査から概ね1週間後

*建物全体の収容人員により防火管理者が必要です（収容人員30人以上）。

防火管理者選任届・消防計画作成届 各2通

お問い合わせ先

大阪市西成消防署予防担当

〒557-0041

大阪市西成区岸里1丁目4番26号

TEL (06) 6653-0119

Fax (06) 6653-2119